

制 度 名	外航日本人船員に係る所得税の軽減制度の創設				
税 目	所得税				
要 望 の 内 容	<p>年間6ヶ月以上国外で就労する日本人船員の給与所得に係る所得税の軽減制度を創設する。</p> <p>・ 特例措置の内容 年間6ヶ月以上国外で就労する日本人船員について、給与所得に係る所得税の1/2を軽減する制度を創設する。</p> <p>【関係条文】 所得税法第9条</p> <table border="1" data-bbox="1015 831 1489 925"> <tr> <td data-bbox="1015 831 1222 925">減収見込額 (平年度)</td> <td data-bbox="1222 831 1489 925">462百万円 (- 百万円)</td> </tr> </table>			減収見込額 (平年度)	462百万円 (- 百万円)
減収見込額 (平年度)	462百万円 (- 百万円)				
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>海洋国家である我が国の社会・経済にとって欠くことのできない海運は、船舶の運航に従事する船員及び陸上でこれを管理・支援する海技者により支えられている。海上輸送の安全・安定を確保する上で、人的基盤（ヒューマンヒンフラ）である船員（海技者）の果たす役割は非常に大きく、優秀な日本人船員の確保・育成については、国が積極的に推進する必要がある。</p> <p>現在、外航日本人船員は厳しい国際競争の中、ピークであった約5万7千人（昭和49年）から約2,600人（平成20年）に極端に減少しており、非常時における対応を含め、我が国経済・国民生活の向上にとって不可欠の安定的な国際海上輸送を確保する上で憂慮すべき事態となっていること等から、本制度の創設による優遇税制付与を行うことにより、職の魅力を増大させ、技量優秀な日本人船員の維持・拡大、若年船員等の確保を図る必要がある。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>技量優秀な日本人船員の維持・拡大、若年船員等の確保を図る上で、海上労働は長期間家族から離れて労働に従事するといった陸上労働とは比較にならないほどの厳しい条件の下にあることから、若者の職業観、生活観等になじみにくく、長期航海する外航船舶や遠洋トロール等の漁船においては、若手船員の不足問題が顕在化している。</p> <p>このため、長期航海する船員について給与所得に係る所得税の1/2を軽減し、当該船員の税負担を軽減することにより、労働意欲を向上させるとともに魅力ある職場作りの一環として、若年船員等の確保を図ることが期待できるため、本制度の創設による税制上の支援を行うことが必要である。</p>				

		<p>(3) 要望の措置の妥当性</p> <p>① 租税特別措置等の背景にある政策に今日的な「合理性」が認められるか</p> <p>海洋国家である我が国の社会・経済にとって欠くことのできない海運は、船舶の運航に従事する船員及び陸上でこれを管理・支援する海技者により支えられており、海上輸送の安全・安定を確保する上で、優秀な日本人船員の確保・育成は、必要不可欠である。</p> <p>こうした中、外航日本人船員は厳しい国際競争の中、極端に減少しており、非常時における対応を含め、我が国経済・国民生活の向上にとって不可欠の安定的な国際海上輸送を確保する上で憂慮すべき事態となっていること等から、職の魅力を増大させ、技量優秀な日本人船員の維持・拡大、若年船員等の確保を図る必要がある。</p> <p>また、諸外国においては船員に対する優遇税制付与により、船員確保対策を講じており、我が国において同様の措置を講じることが、船員の確保を図る上でも必要であることから、本制度による特例措置は合理性を有するものである。</p> <p>② 租税特別措置等の政策実現に向けた手段としての「有効性」が認められるか</p> <p>船員の優遇税制を行うことによる船員確保の効果として、税法上船員の特例措置を講ずることは、国が船員職業の重要性を認知していることを広く知らしめることに重要な意義があり、船員確保対策として極めて大きな効果をもたらすことから、本制度による特例措置は有効性を有するものである。</p> <p>③ 租税特別措置等に補助金等の政策手段と比して「相当性」が認められるか</p> <p>外航日本人船員の確保については、平成20年度のトン数標準税制の創設に伴う改正海上運送法第34条に基づく日本籍船・日本人船員の確保に係る基本方針において、当面の目標として、日本人船員の数を10年で1.5倍に増加させることを目標としているところ、当該施策と相まって、長期航海する船員について給与所得に係る所得税の1/2を軽減して当該船員の税負担を軽減することにより、船員に直接インセンティブを与えることは、船員の確保対策を総合的・一体的に講じる上で必要であることから、政策手段として適切と考える。</p>
今回の要望に関連する事項	政策評価体系における位置付け	<p>政策目標：9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護</p> <p>施策目標：38 海事産業の市場環境整備・活性化及び人材の確保等を図る</p>
	政策の達成目標	外航日本人船員の確保 (平成20年度からの10年で1.5倍に増加)
	租税特別措置の適用又は延長期間	
	同上の期間中の達成目標	
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	航海日当の非課税措置 (所得税法9条1項4号、昭和29年国税庁長官通達)

	<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>・ 船員計画雇用促進等事業 改正海上運送法に基づき日本船舶・船員確保計画を策定し、認定を受けた事業者が計画に従い、船員の確保訓練を行った場合に訓練費用の一部を補助する事業 平成22年度要求額：55百万円</p>
	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>上記予算措置により、内航海運等における日本人船員の確保を図るとともに、長期航海する外航海運における日本人船員に対する優遇税制を行うことと併せ、技量優秀な日本人船員の維持・拡大、若年船員等の確保を総合的・一体的に図る必要がある。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>政策の達成状況</p>	
	<p>租税特別措置の適用実績</p>	
	<p>租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等</p>	
	<p>前回要望時の達成目標</p>	
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	
	<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成4年度新設要望（認められず） 平成8年度新設要望（認められず）</p>